

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び同年○月○日付けで請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

（1）請求人は、A会社においてタクシー乗務員として勤務していたが、平成○年○月○日、乗務中に自家用普通乗用車に追突され負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、同月○日、B病院に受診し「頸部捻挫、腰部挫傷」と診断され、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）から治療費の給付を受けながら加療を継続していた。

請求人は、その後、自賠責保険から平成○年○月○日をもって症状固定と判断されたため、監督署長に対し療養補償給付の請求（以下「初回請求」という。）をしたところ、監督署長は、請求人は症状固定しているとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は、同年○月○日付けでこれを棄却する裁決（以下「平成X年裁決」という。）をした。

（2）その後、請求人は、C病院に受診し「Ⅱ型双極性障害、不眠症」と診断されたのは、本件事故が原因であるとして監督署長に療養補償給付の請求をしたと

ころ、監督署長は、請求人の傷病と本件事故との相当因果関係は認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却する裁決（以下「平成Y年裁決」という。）をした。

- (3) 請求人は、その後も、初回請求の後続請求として、複数回にわたり療養補償給付等の請求を行っているが、監督署長はいずれについても、症状固定後の請求であるとして、精神障害については業務上の事由によるものと認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

また、請求人は、これらの処分を不服として、審査官に審査請求をするとともに、再審査請求に及んでいるが、いずれについても棄却されている。

- (4) 今般、請求人は、初回請求の後続請求として、複数の療養補償給付及び休業補償給付の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、監督署長は、請求人は症状固定しているとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の傷病は平成○年○月○日には症状固定しているとして、その後の期間に係る療養補償給付及び休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件再審査請求において、D病院、E病院、F病院及びGセンターの4カ所の医療機関の受診に係る療養補償給付及び平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間における休業補償給付の支払いを求めている。

しかしながら、当審査会は既に平成X年裁決及び平成Y年裁決において、本件において請求人がこれまで本件事故に起因すると主張してきた傷病及び症状についていずれも治癒していると判断してきているところである。本件資料を精査しても請求人が平成○年○月○日に治癒しているとの上記裁決書における判断を変更すべき医証等の資料は認められない。

したがって、本件請求は、これまでの裁決と同様の理由により治癒後の請求と判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。